

00397

# 鳥取縣公報

縣令

第千八十二號

昭和十四年十一月十七日

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

◇鳥取縣令第四十二號

昭和十年八月鳥取縣令第三十四號因伯牛犢生產檢查規則中左ノ通改正ス

昭和十四年十一月十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第一號樣式 犢生產報告 台帳 ノ末尾ニ左ノ備考ヲ加フ

備考 犢台帳ノ摘要欄ニハ檢查年月日犢登記證明書並血統證明書交付年月日ヲ記入スルコト  
第三號樣式ヲ左ノ通り改ム

昭和 年 月犢生產檢查成績報告ノ一

月日	町村名	檢查頭數		出現數		摘要
		牝	計	異常特徵	損徵	
		牝	計	牝	計	

鳥取縣公報

每週曜日發行

（休日ニ當ル時ハ翌日）

昭和拾四年十一月十七日 第千八十二號

（昭和四年四月十五日）第三種郵便物認可

計											

備考 異常特徴欄ニハ面旋缺 面旋二箇以上 肩旋背旋缺 白舌(赤舌ヲ含ム) 接舌(口、中接) 異毛色(赤毛 籬毛) 全身刺毛(顔面ノモノヲ含ム) 恥骨部白斑 乳房部白斑 其ノ他ノ白斑 月輪並痣ノ大ナルモノ及數多キモノ(著明ナル糊口及鰻線)ヲ記入スルコト

損 徵 欄ニハ豚尻 株骨 沈骨ヲ記入スルコト  
 摘要 欄ニハ産犢成績ノ概評ヲ記入スルコト

同上ノ二

種牡牛名	検査頭數		異常特徴					摘要	
	牝	牡	面旋二箇以上	背旋缺	白舌	接中接	異毛計		
計									

備考 摘要欄ニハ異毛色ノ出現數ヲ種類別ニ記入スルコト  
 同上ノ三

種牡牛名	検査頭數		損徵				摘要	
	牝	牡	豚尻	株骨	沈骨	計		
計								

備考 摘要欄ニハ其他ノ損徵ノ出現數ヲ名稱別ニ記入スルコト  
 附 則  
 本令ハ交付ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣令第四十三號  
 昭和五年一月鳥取縣令第十九號蠶絲業法施行手續中左ノ通改正ス  
 昭和十四年十一月十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第十九條 削除  
 第二十一條 削除  
 第四十一條中「又ハ第十九條若ハ第二十一條ノ申請書ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者」ヲ削ル

樣式 第十二號 削除

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

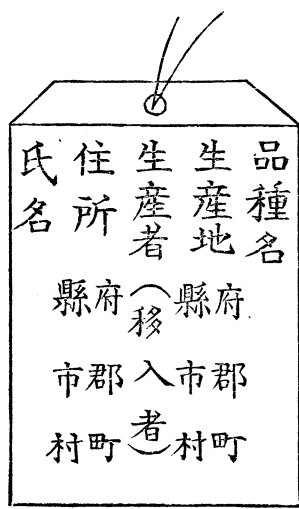
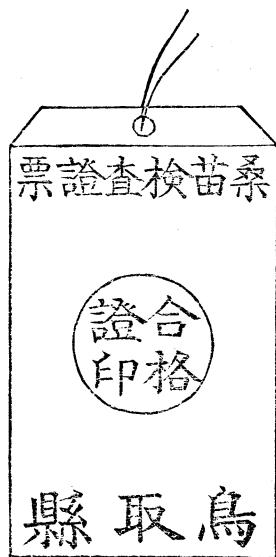
鳥取縣令第四十四號

昭和十一年八月鳥取縣令第二十一號鳥取縣桑苗檢查規則中左ノ通改正ス

昭和十四年十一月十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

樣式第一號ヲ左ノ通改ム 表面



紙質 模造紙 (二五〇封度内外)  
長八 種 幅五 種

附 則

00401

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣令第四十五號

昭和十年一月鳥取縣令第二號自轉車取締規則中左ノ通改正ス

昭和十四年十一月十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第十五條ノ一 自轉車ノ所有者ハ自轉車ノ後部泥除泥除ナキトキハ車体ノ賂易キ箇所ニ自己ノ住所  
 氏名ヲ別記樣式ニ依リ明記スベシ 但シ商品自轉車ニ在リテハ此ノ限リニ在ラズ  
 第十七條 中第十五條第一項ノ次ニ「第十五條ノ一」ヲ加フ  
 別記樣式

何 市郡 何 村町 氏 名

附 則

備考 文字ハ一字ノ長サ竝ニ幅各十五耗以上トシ黒地ニ白色ヲ以テ明記スベシ

鳥取縣令第四十六號

木造建築物統制規則施行細則左ノ通定ム

昭和十四年十一月十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄  
 木造建築物建築統制規則施行細則  
 第一章 總 則

第一條 木造建築物建築統制規則(以下單ニ規則ト稱ス)ニ依ル申請書又ハ届書ハ木造建物(以下單ニ建物ト稱ス)建築地所轄警察署ヲ經由スベシ

第二條 本令ニ依リ申請又ハ届出ヲ爲ス者未成年者若ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人、準禁治産者ナルトキハ其ノ保佐人、妻ナルトキハ其ノ夫ノ連署ヲ要ス  
本令ニ依リ申請又ハ届出ヲ爲ス者法人ナルトキハ其ノ名稱、事務所々在地及代表者ノ氏名ヲ記載スベシ

建築主建築地警察署管内ニ居住セザル場合ハ其ノ他ニ居住セル建築工事管理者ヲ定メ連署スルヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル建築工事管理者ヲ變更シタル場合ハ建築主ト連署ノ上五日以内ニ届出ヅベシ

第二章 手續 續

第三條 規則第三條乃至第六條及第十條ノ申請書ハ別記第一號様式ニ依リ各三通ヲ提出スベシ  
建築ニ付米松、耐火木材、釘、棒鋼、補強用鐵物、薄鋼板、メタルラス、ワイヤラス、鋼製戸スチールサツシユ、鐵製換氣筒、石綿スレート又ハセメントヲ使用シ又ハ電氣、瓦斯若ハ水ノ供給ヲ受クル設備ヲナサントスルトキハ其ノ旨申請書ニ記載スベシ

第四條 規則第三條乃至第六條ノ申請ニシテ支障ナシト認ムルトキハ建築許可證トシテ申請書ノ副本ニ別記第二號様式ニ依ル建築許可證印ヲ捺捺シテ建築主ニ交付ス

前項ノ場合ニ於テ第三條第二項ニ掲グル物資中使用シ得ル物資ノ種類、寸法、數量又ハ使途ヲ記載セル別記第三號様式ニ依ル物資指定書ヲ交付ス

第五條 規則第一條第二項、同第二條第二項又ハ同第七條ノ規定ニ依ル届書ハ別記第一號様式ニ依リ三通ヲ提出スベシ

前項ノ届出ハ起工十日前ニ之ヲ爲スベシ但シ特ニ必要アリト認ムルトキハ起工期日ノ延期ヲ命ズルコトアルバシ

第六條 前條ノ届出ニシテ支障ナシト認ムルトキハ調査濟證トシテ届書ノ副本ニ別記第四號様式ニ依ル建築届調査濟證印ヲ捺捺シテ届出人ニ交付ス

第七條 本令ニ依ル許可申請又ハ届出ニシテ其ノ建築ニ關シ臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ當該官廳ノ許可又ハ認可ヲ受ケタル者ハ之ヲ證スルニ足ル書類ヲ添付スベシ

第八條 規則附則第二項ノ規定ニ依ル届書ハ別記第一號様式ニ依リ三通ヲ提出スベシ  
前項ニ依リ届出ヲ爲シタル建物ノ工事竣功シタル時ハ遲滞ナク届出ヅベシ

第九條 市街地建築物法令ニ依リ地方長官ノ許可又ハ認可ヲ受クベキ建物ニシテ規則ニ依リ建築ノ許可ヲ受クルヲ要スルモノナルトキハ其ノ法令ニ依ル許可申請書又ハ認可申請書ニ規則所定ノ事項ヲ具シ併セ申請スルコトヲ得

前項ノ規定ハ市街地建築物法令ニ依リ地方長官ノ許可、認可又ハ届出ヲ要スル建物ニシテ規則ニ依リ建築ノ届出ヲ要スルモノニ之ヲ準用ス

第十條 本令ニ依リ許可ヲ受ケ又ハ届出タル建物ノ建築ニ付市街地建築物法ニ依リ其ノ工事ノ竣功又ハ廢罷ノ届出ヲ爲スベキ場合ニ於テハ同一届書ヲ以テ本令ニ依リ工事竣功又ハ廢罷ノ届出ヲ爲シタルモノト看做ス

第三章 工事 取締

第十一條 建築工事中ハ工事場ニ別記第五號様式ニ依ル標札(市街地建築物法施行細則第二十條ニ依ル標札ニ併記スルヲ妨グズ)ヲ掲ゲ且建築ノ許可又ハ調査濟ノ證印アル副本ヲ備ヘ置キ當該官吏ノ要求アリタルトキハ之ヲ掲示スベシ

第十二條 必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ建物又建築工事ニ付臨檢セシムルコトアルベシ  
 前項ノ場合ニ於テ建築主、建築工事請負人、建築工事管理者又ハ建物ノ所有者若ハ占有者檢査ニ  
 必要ナル準備ヲ命ゼラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式 (新築ノ分)

(第一號用紙)

印付受課安保
日月年達進及印署
印付受署

建物ノ位置  
番地

建物ノ用途  
專用建物、住宅兼用建物、長屋

新築又ハセントスル事由  
用途變更

右關係圖書相添へ  
申請候也  
届

建築主ノ氏名稱及住所  
番地 印 電話 ( ) 番

代理人ノ氏名稱及住所  
番地 印 電話 ( ) 番

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 殿

備考	他ノ法令ノ適用ノ有無 臨時資金調整法、鐵鋼工作物築造許可規則鐵製品製造制限ニ關スル件、米 松販賣取締規則	別棟	各用途階數	棟 總床面積				總棟數
				一階	二階	三階	計	

- 1 建物ノ用途ハ成ル可ク詳細ニ記入スルコト鑛工農林水産業用建物ノ場合ハ成ル可ク臨時資金調  
整法ニ基ク事業資金調整標準ノ部門別、業別、細目別ニ依ルコト
  - 2 鑛工業用建物ニ在リテハ鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ノ用ニ供スル建物又ハ生産擴充  
工場トシテ指定ヲ受ケタルモノ、住宅ニ在リテハ厚生省斡旋ニ係ル勞務者用住宅ナリヤ否ヤヲ  
備考欄ニ附記スルコト
  - 3 所定欄内ニ所定事項ノ全部ヲ記入シ難キトキハ適宜別紙ヲ用ヒ當該記入欄ニ其ノ旨附記スルコ  
ト
  - 4 不要ノ文字ハ扶殺スルコト
- 第一號様式 (増築又ハ改築用)

印付受課安保
日月年達進及印署
印付受署

建物ノ位置  
番地

在來ノ用途  
増築又ハ改築  
後ノ用途  
住宅兼用建物  
倉屋

増築又ハ改築セ  
ントスル理由

右關係圖書相添へ申請候也

建築主ノ氏名  
番地 印 電話( ) 番

名稱及住所  
番地 印 電話( ) 番

代理人ノ氏名  
番地 印 電話( ) 番

名稱及住所

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 殿

現存建物 増築又ハ改築部分 増築又ハ改築後ノ建物

棟數	棟		各用途階數	床面積			總床面積	棟數	床面積			總床面積	棟數	總床面積
	棟數	面積		面積	面積	面積			面積	面積	面積			
	一階	二階	三階	計										
	平方(坪)	平方(坪)	平方(坪)	平方(坪)	平方(坪)	平方(坪)	平方(坪)	平方(坪)	平方(坪)	平方(坪)	平方(坪)	平方(坪)	平方(坪)	平方(坪)
	總床面積	總床面積	總床面積	總床面積	總床面積	總床面積	總床面積	總床面積	總床面積	總床面積	總床面積	總床面積	總床面積	總床面積

他ノ法令ノ適用ノ有無  
臨時資金調整法、鐵鋼工作物築造許可規則、鋼製品製造制限ニ關スル件、米松販賣取締規則

備考

- 1 建物、用途ハ成ル可ク詳細ニ記入スルコト、鑛工農林水産業用建物ノ場合ハ成ル可ク臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準ハ部門別、業別、細目別ニ依ルコト
- 2 増築又ハ改築後ノ用途ガ鑛工業用建物ニ在リテハ鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ノ用ニ供スル建物又ハ生産擴充工場トシテ指定ヲ受ケタルモノ、住宅ニ在リテハ厚生省斡旋ニ係ル勞務者用住宅ナリヤ否ヤヲ備考欄ニ附記スルコト
- 3 現存建物中木造以外ノ構造ノ建物アルトキハ其ノ總棟數及總床面積欄ニ括弧ヲ附シ内譯ヲナスコト
- 4 同一敷地内ニ於テ本則施行ノ日(昭和十四年十一月十三日)以後新築、増築又ハ改築ヲ爲シタルモノアルトキハ其ノ工事着手年月日、總床面積(許可ノモノハ許可年月日、及其ノ番號、届出ノモノハ届受理年月日及其ノ番號)ヲ備考欄ニ附記スルコト、許可ヲ受ケ用途ヲ變更シタルモノニ付亦同ジ
- 5 所定欄内ニ所定事項ノ全部ヲ記入シ難キトキハ適宜別紙ヲ用ヒ所定欄ニ其ノ旨附記スルコト
- 6 不要ノ文字ハ抹殺スルコト

(新築、増築、改築又ハ用途變更ノ場合、併用)

設計及工事  
計畫ノ概要

種

類

使

途

申

法

數

量

寸

法

數

量

定

工=要スル物ノ種類及寸法及數量

米 松  
耐火木材  
釘  
ボルト  
亜鉛鐵板

電氣ヲ供給スル者ノ氏名、名稱及住所  
瓦斯ヲ供給スル者ノ氏名、名稱及住所

工 事 費

(第三號用紙)

水ヲ供給スル者ノ氏名、名稱及住所	
工事着手及竣功ノ豫定期	
請負人アルトキハ其ノ氏名、名稱及住所	番地
	電話
其ノ他必要ナル事項	番

- 1 本表ハ一棟毎ニ作成スルコト
- 2 所定欄内ニ所定事項ヲ記入シ難キトキハ適宜別紙ヲ用ヒ當該記入ニ其ノ旨附記スルコト

第三號様式

物 資 指 定 書

昭和 年 月 日 發行

鳥 取 縣 印

昭和 年 月 日 第 號  
建築許可濟 建築届調査濟(他ノ法令ニ依ル許可濟、認可濟又ハ届濟ノ場合ハ其ノ旨明カニスルコト)

物 資 名	使 途	寸 寸	法 數	量


注 意

- 一 本證ノ有効期間ハ本證發行ノ日ヨリ三ヶ月トス
- 二 物資ノ配給ヲ受クル場合ハ本證ハ許可申請書又ハ届書ノ副本ト共ニ當該物資ノ配給機關ニ呈示スベシ

式様號二第



式様號四第



第五號様式



一尺五寸

第	號
昭和	年 月 日
建築許可濟又ハ	
建築届調査濟	
起工	昭和 年 月 日
竣工	昭和 年 月 日
建築主氏	名

條例

鳥取縣條例第十三號

昭和七年九月鳥取縣條例第十七號縣稅鑑札手数料條例ヲ左ノ通改正ス

昭和十四年十一月十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第一條第三項ヲ削ル

第二條第一號ヲ削リ同條第三號ヲ左ノ通改ム

三 其ノ他ノ鑑札及副鑑札 一箇ニ付 二十錢

附 則

一 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二 昭和十四年十一月十七日公布昭和八年二月鳥取縣稅賦課條例施行細則中改正條例ニ依ル鑑札ノ卷換交付ニ至ラザル者ニ對シテハ從前ノ規定ニ依リ手数料ヲ徵收ス

鳥取縣條例第十四號

昭和八年二月鳥取縣條例第二號鳥取縣稅賦課條例施行細則中左ノ通改正ス

昭和十四年十一月十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第十二條中「(後部泥除ノ上部、同部ニ附着シ能ハザルモノハ適當ノ部)」ヲ削ル

附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

告示

鳥取縣告示第七百二十六號

00414

本年ノ災害ニ依リ必要ヲ生ジタルヲ以テ昭和八年鳥取縣令第十八號穀物検査規則第七條第二項ニ依リ左ノ等級ヲ左ノ期間設置ス  
昭和十四年十一月十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 設置スル等級ノ名稱

生産検査 (粳玄米ニ限ル) 丁

入庫検査 (粳玄米ニ限ル) 五 等

一 設置 期間

自昭和十四年十一月十七日 至昭和十五年十月三十一日

◆鳥取縣告示第七百二十號

因伯牛犢生産検査規則第一條ニ依ル生産検査ヲ左ノ通施行ス 依テ昭和十四年八月六日ヨリ十一月十日迄ニ生産シタル犢ノ所有又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ検査所ニ牽付ケ検査ヲ受クベシ

昭和十四年十一月十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

検査期日	検査場所	検査区域	牽付時間
十二月 十三日	西伯郡上長田村役場前	上長田村	午前 十時
同	大山村飯戸	大山村ノ内種原 飯戸	同

00415

同	十四日	同	東長田村役場前	東長田村	同
同	十五日	同	大山村坊領	大山村ノ内、平、宮内、坊領、佐摩	同
同	十六日	同	賀野村検査所	賀野村	同
同	十六日	同	大山村赤松	大山村ノ内 赤松	同
同	十六日	同	法勝寺村家畜市場	法勝寺村	同
同	十八日	同	大山村豊房	大山村ノ今在家、前、豊房	同
同	十八日	同	大國村役場前	大國村	同
同	十九日	同	逢坂村検査所	逢坂村	同
同	十九日	同	手間村役場前	手間村	同
同	二十日	同	名和村検査所	名和村、御來屋町	同
同	二十日	同	天津村同	天津村	同
同	廿一日	同	庄内村茶畑同	庄内村	同
同	廿一日	同	幡郷村役場前	幡郷村	同
同		同	所子村検査所	所子村	同

同	廿二日	同	尙徳村同	尙徳村	同
同	廿三日	同	高麗村同	高麗村	同
同	成實村役場前	同	成實村	成實村	午前九時
同	淀江町家畜市場	同	淀江町	淀江町	同
昭和十五年一月八日	米子市家畜市場	米子市ノ内	福生、福米、加茂出張所ヲ除ク	米子市ノ内	同
同	西伯郡大幡村同	大幡村		大幡村	同
同	米子市福米出張所前	米子市	福生、福米出張所管内	米子市	同
同	加茂同	同加茂同		同加茂同	午前十時半
同	西伯郡巖村檢診所	巖村		巖村	午前九時
同	十日	同	彦名村役場前	彦名村、夜見村、富益村	同
同	春日村檢診所	同	春日村	春日村	同
同	五千石村同	同	五千石村	五千石村	同
同	縣村役場前	同	縣村	縣村	同
同	日吉津村檢診所	同	日吉津村	日吉津村	同

同	十三日	同	大和村同	大和村	同
同	大篠津村役場前	同	大篠津村、中濱村	大篠津村、中濱村	同
同	餘子村同	同	餘子村、上道村、境町	餘子村、上道村、境町	午前十時半
同	渡村同	同	渡村、外江村	渡村、外江村	午前十時
同	崎津村同	同	崎津村、和田村	崎津村、和田村	午前十一時
同	十五日	同	光徳村檢診所	光徳村	午前十時
同	宇田川村同	同	宇田川村	宇田川村	同
同	大高村同	同	大高村	大高村	同

○鳥取縣告示第七百二十一號  
 日野郡畜産組合長任期滿了ニ付選舉ノ結果日野郡阿毘綠村木村利太郎選任セラレタルヲ以テ月日附認可セリ

昭和十四年十一月十七日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

○鳥取縣告示第七百二十二號

昭和十四年十一月十七日左ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證ヲ下付セリ  
 昭和十四年十一月十七日

免許證番號	住	所	氏名
一、二 三 三 二	氣高郡神戸村大字中砂見六百五十八番地	湯川	德男
一、二 三 三 三	東伯郡上小鴨村大字石塚二百八番一地	山根	堅二

鳥取縣告示第七百二十三號

旭村負債整理委員會委員左ノ者ヲ任命セリ

昭和十四年十一月十七日

山根保	鳥取縣知事	副	見	喬	雄
近藤恒正					
柴田國造					
菊留俊一					
本田巖					
德田君千代					
小椋瀨					
米渡邊太一					
遠藤實雄					
藤原力雄					
米原雄					
長谷川菊					
長谷川保					
谷川良夫					
山根保					

鳥取縣告示第七百二十四號

昭和十四年十一月產婆名簿登錄並訂正者左ノ如シ

昭和十四年十一月十七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

住所 鳥取縣鳥取市鍛冶町五一番地  
 昭和十四年十月二十六日住所、開業地變更ニ依リ同年十月二十六日附產婆名簿登錄事項訂正方出願ニ對シ昭和十四年十一月十六日訂正

住所 鳥取縣鳥取市下横町二六番地  
 昭和十四年十月十六日住所、開業地變更ニ依リ同年十月十六日產婆名簿登錄事項訂正方出願ニ對シ昭和十四年十一月十六日訂正

本籍共 鳥取縣八頭郡八上村大字曳田五八八番地合併  
 昭和十四年十一月七日 登錄

第八一二號 清水民惠

鳥取縣告示第七百二十五號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十四年十一月十七日

大正八年五月二十五日生

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

被保險者證	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所所在地並名稱	無効トナリタル被保險者證交付年月日	無効トナリタル年月日	備考
記 號 一 番 號					

00420

岩い	七〇七	小倉秋男	岩美郡小田村日本鑛業株式會社 岩美鑛山	一〇、一一、一六、二四、一〇、二九
鳥ひは	七九	瀧 健二	鳥取市東品治町 日ノ丸商事株式會社	一三、四、一四、二四、九、二四
同	一三八	松本菊野	同	一四、七、二九、一四、一〇、一八
鳥ひ	五四二	藪中文惠	鳥取市東品治町 日ノ丸自動車株式會社	一三、一一、三〇、一四、九、三〇
鳥同	五七六	松本貞夫	同	一四、四、一〇、一四、一〇、一八
同	四七六	西平君枝	同	一三、四、八、二四、一〇、一五

正 誤

昭和十四年一月鳥取縣告示第四〇號認定河川法施行河川天神川支小鴨川河川附屬物中堤防第六號起點所在地字中島トアルヲ字養立開ニ改ム

彙 報

敘 勳

鳥取縣公立小學校訓導兼鳥取縣公立小學校長 從七位 岡 垣 在 三

00421

鳥取縣公立小學校訓導兼鳥取縣公立小學校長	從七位	松 本 政 一
鳥取縣公立小學校訓導兼鳥取縣公立小學校長	從七位	青 戸 武 治
鳥取縣公立小學校訓導兼鳥取縣公立小學校長	從七位	小 倉 文 次 郎
鳥取縣公立小學校訓導兼鳥取縣公立小學校長	從七位	嘉 賀 廣
鳥取縣公立小學校訓導兼鳥取縣公立小學校長	從七位	高 田 周 吉
鳥取縣公立小學校訓導兼鳥取縣公立小學校長	從七位	西 村 邦 次
鳥取縣公立小學校訓導兼鳥取縣公立小學校長	從七位	池 田 司 馬
鳥取縣公立小學校訓導兼鳥取縣公立小學校長	從七位	田 邊 重 幸
鳥取縣公立小學校訓導兼鳥取縣公立小學校長	從七位	水 原 喜 代 美

(十月二十六日付發令)

敘勳八等授瑞寶章

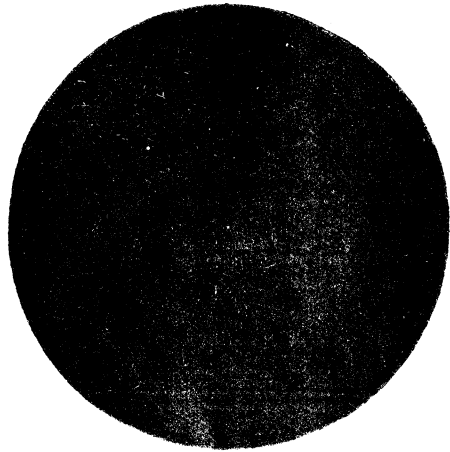
人口動態總覽

昭和十四年九月份

前年同月	計	日野郡	西伯郡	東伯郡	氣高郡	八頭郡	岩美郡	米子市	鳥取市	婚姻		離婚		出生		死亡		產		差引		
										男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		計	計
三七四	二九五	三	五	六	四	六	一四	二七	三	二六	三	三	三九	四	四〇	三〇	七〇	四	四	八	一四	
二六	二九	二	五	八	二	三	一	六	三	二六	三	三	三五	三	三	三	三	三	三	三	三	三
五〇四	五七六	六三	九七	一四三	七〇	七四	五八	五五	三九	五〇	四	四	五〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
五六	五六	四二	一四	一三	五七	九三	四五	二九	四五	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
一、〇一〇	一、一三九	一〇四	二二	二九	二七	一六七	一〇三	六四	八四	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
五六	五〇	四〇	九三	一三五	五五	五	五六	三七	四〇	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
四七	五〇	四七	二五	九八	六〇	七九	五	三七	三〇	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
九六三	一、〇三三	八七	二八	三三	二五	二五	二〇	七四	七〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二	二	四	六	六	一	四	一	三	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二六	二〇	一	二	五	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四九	五〇	五	九	一一	二	五	五	五	八	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五七	一〇七	七	三	四	二	三	七	〇	一四	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七

備考 △ハ差引減ヲ示ス婚姻、離婚ノ組數ハ婚姻ニアリテハ他市町村ヨリ入リタル者及自市町村内ニ於テ婚姻シタル者ヲ、離婚ニアリテハ他市町村ニ出タル者及自市町村内ニ於テ離婚セル者ヲ指ス

事變特報



舉國一致  
盡忠報國  
堅忍持久

彙報 第三十號

目次

- 物價等引上の全面的停止について……………(商工水産課)二九頁
- 兎毛皮の使用制限規則に就て……………(規畫課)三二頁
- 令旨奉體結核豫防國民運動……………(衛生課)三三頁
- 我が國肺結核……………(同)三五頁
- 家庭と結核豫防……………(同)三九頁
- 結核豫防思想普及映畫講演會……………(同)四二頁
- 自轉車鑑札の改正に就て……………(庶務課)四三頁
- 金集中の必要と本縣の實施狀況……………(時局課)四四頁
- 米第二回豫想收穫高……………(統計課)四六頁
- 百億貯蓄と上半期の實績……………(時局課)四八頁
- 興亞青年鳥取縣勤勞報國會……………(社會教育課)四九頁
- 昭和十四年壯丁優良市町村表彰……………(社寺兵事課)五二頁
- 傷痍軍人醫療保護の徹底並職業の狀況調査……………(社會課)五三頁
- 宗教結社の取調……………(社寺兵事課)五六頁

結核豫防は銃後の努め



物價等引上の全面的停止について

物價・地代・屋賃・運賃・賃金・俸給等の一切が九月十日現在(地代・屋賃は昨年八月四日現在)で一ケ年間停止せられることとなり、その間に於て公定價格制度を一層廣汎且つ適確に實施せられることになつたのであります、これに關する勅令は十月十八日の官報で公布せられました。これに關する違反に對しては、價格統制違反については國家總動員法第三十三條の規定によつて三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金、賃金措置令違反については同第三十六條によつて一年以下の懲役又は千圓以下の罰金と云つた風に法による制裁が定められてあります。

この價格等の統制について内閣情報部では企

畫院を始め關係各省の係官の意見を聞いてこれを發表せられたが、その内今後に關する取締方針について要點を記してこの統制に對する協力上の參考とします。

△統制違反の取締方針

現在行はれてゐる經濟統制法令に違反するものがかなりあつて、中には一度處分を受けて尙且つ再び犯すといつた例もあるのであります。まことに遺憾な次第であります。

その原因が何處にあるかと考へると、第一に國民的の自覺が足りないのではあるまいか、つまり一般的犯罪のやうな破廉恥の罪だといふ氣持が多少薄いのであるまいかと思はれるのであります。

次には今まで司法當局がとつてゐた犯罪に對する處分の方針が稍々寛大であつた爲ではあるまいかと云ふことも考へられるのであります。司法當局としては今後の處分についてもこの點について餘程再檢討を要すると考へてゐるのであります、苟くも罰則である以上は「抜けば玉

散る刃」として、違反の豫防鎮壓に對しては絶對の威力を持たねばならぬと考へてゐる次第であります。大体に於ては緩急よろしきを得たい心算で居るのであります。

それで、今度の法令の趣旨の周知徹底については充分力を盡すと共に、それにも拘らず尙敢へて違反して、しかもそれが悪質であるやうな場合には、全く非國民的行爲として何ら假借する處なく斷乎として糾弾したいと考へて居るのであります。

### △國民の協力

一面この低物價政策と併行して、消費節約といふことをこの際國民一般にもつと徹底させねばならないと考へまして、今中央物價委員會とも連絡を取つて、國民一般が、どういふ物資についてどの位の節約をしなければならぬかといふことを研究してゐるのであります。單に「消費節約をせよ」と云ふだけではそれは「お前は善人になれ」と云ふのと餘り變りがないので實行がむづかしいだらうと思はれます。例へば

貯蓄等については百億貯蓄といふやうな目標があつて、さうして「こゝまで来た、今少しやればこゝまで来るのだ」といふ目標がある爲に、割合好成绩を收めてゐるのであらうと思はれるのであります。だから消費節約についても「かう云う物資はこの位節約せよ、その理由はかう云ふわけで節約しなければならぬのだ」といふことを國民一般に徹底させて、據り所を示してやつて行かうと考へてゐるのであります。

しかし今回の價格停止によつて國民が必要以上で萎縮するやうなことがあつてはならぬのでありまして、物資の不足等に對しても消極的な消費節約も勿論必要であるが、積極的に生産増殖を圖ることが必要なのであります。特に食料品等についての計畫的な生産増殖を圖つて物資需給の圓滑を期したいと考へて居るのであります。

思ふにこの度の價格引上停止は我が國の統制經濟の上から非常に大きな契機となる問題であつて、これが維持出来ないやうであつてはわが

國民の恥だと思ふのであります。國民が如何にしてこれに協力するかといふことは具体的には各種の方策があると思ふのであります。本當に真心を以てこれに協力するのでなくては結局目的は達せられないと思ふのであります。要するに精神的方面が主であつて、その他のいろいろの方策はこれにつけ加へられて行はれなければならぬものと思はれるのであります。

### △經濟統制は強力日本建設の基

要するにこの價格等の引上禁止に即應して國民が充分にこれを遵守して行くといふことは、國家總力戰の今日に於て大なる義務であると同時に、これに反するものは國賊と云つてもよいではないかと思ふのであります。大陸に於て吾々の皇軍の將兵が尊い血を流して新東亞建設の礎となつてゐる際に、内地にゐる國民が自己の利益のために全般を害するやうな不都合なことは、たゞの一人あつても日本國民としての恥だと思ふのであります。今日の國家總力戰に於ては國民全部が戰團員であるといふことを考へて

見ますと、さやうな不都合を働く者は吾々國民の仲間から抹殺したいと思ふ位であります。

それについては勿論取締も必要であるが、更に進んでそんな取締の必要がなくなる位にまでよく國民が納得し諒解して、ほんたうに國民が積極的にこの國策に協力するやうでなければならぬと思ふのであります。そこに國民精神總動員の必要なる所以があると思ひます。

國民精神總動員と云ひますとすぐに、やれバーマネントを止めろとか、頭を丸めろと云ふやうなことだけであるかのやうに履違へてゐる人があのは甚だ残念なことでありまして、國民精神總動員とは、強力日本を建設する物心一如の全國民の運動であると思ふのであります。

今日の場合、かやうな價格等統制といふ國策として最も大事なものに國民の一人々々が協力するといふことが、即ち云ひ換へれば強力日本を建設することになるのであります。その趣旨を十分普及せねばならぬと思ふのであります。





### 兎毛皮の使用制

#### 限規則に就て

支那事變の推移に伴ひ兎毛皮の重要性は彌々増加せられ、軍需資材として之が軍に對する供出を確保するの緊要なるに鑑み、民需兎毛皮の使用を制限する爲に政府は昭和十二年法律第九十二號第二條、第三條の規定（支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保する爲、特に必要ありと認むるときは命令の定むる所により物品を指定し、輸出又は輸入の制限又は禁止を爲すことの臨時措置法）によりまして、本年十一月八日農林省令第六十三號を以て兎毛皮の使用制限規則を公布せられ、十一月十日より之が實施を見ることとなりましたが、この省令の要綱を記せば次の如くであります。

(一) 兎毛皮とは「アンゴラ兎及レッキス兎」を除く兎の原毛皮にして國內に於て生産したるものを謂ひ、

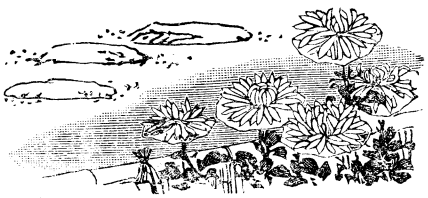
兎毛皮は左に掲ぐる用途以外の原料として之を使用することを得ざることとなつてゐる。

1. 軍の註文による用途
2. 特別の事由により地方長官の許可を受けたる用途

(二) 地方長官の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を地方長官に提出することになつてゐる。

1. 兎毛皮の使用數量
2. 使用せんとする用途
3. 使用場所及使用時期

(三) この省令實施の際即ち十一月十日現に原料として使用中の兎毛皮については、この規則の適用は受けないことになつてゐる。又右により現に原料として兎毛皮を使用するを業とする者は、省令實施の際に於ける兎毛皮の在庫數量（現に軍の註文又は委託に係るものを除く）を十一月十日より二週間以内に地方長官に届出でなければならぬ。



### 令旨奉體

#### 結核豫防

#### 國民運動

非常時局を擔當する我が國民の中に病弱者が多數にあることは、勢ひ其の体位の低下を來す

ばかりでなく、延ては國力の伸暢をさまたげる等其の影響する處が甚だ大きく、帝國の前途に對してうたゝ憂慮に堪へない重大事でありま

す。殊に國民的疾患とも謂ふべき結核の防遏は、蔓延日に甚しく既往の状態に照して一日も之を忽緒に附することの出來ない喫緊事でありま

す。畏くも 皇后陛下に於かせられましたは去る四月二十八日內閣總理大臣を召させられました

て、結核の豫防並に治療に關して優渥なる令旨を賜はりましたこと、眞に恐懼感激の至りであります。政府に於ては令旨を奉體しまして國民精神總動員運動の一環として去る十一月十四日を期して結核豫防國民運動を開始して、全國に令して輿論の喚起に努めると共に、豫防生活の實踐を促し、以て興亞大業成就の一助たらしめることなりましたので、本縣でも亦本運動の趣旨に則り、各種團體の協力を得て之が強調に當り、以て 御懿旨に副ひ奉るやう邁進することゝなりました。

#### 一、期 間

昭和十四年十一月十四日より

十九日まで 六日間

#### 二、主 催

鳥 取 縣

#### 三、協力團體

各官公署、財團法人結核豫防會、各新聞社、其他關係各種團體

#### 四、實施要項

1. 令旨御趣旨の徹底

2. 結核豫防に關する啓蒙

3. 結核豫防生活の實踐

イ、健康診断の勵行

ロ、環境の改善

ハ、規則正しい生活の勵行

ニ、榮養の改善

ホ、適正なる心身の鍛鍊

ヘ、療養生活の改善

五、實施方法

本運動は其の大綱を前掲要項に基いて實施する筈であるが、夫々地方の環境其の他の實狀に應じて適切な方途を講ずることゝします。

第一日(十一月十四日)

1. 令旨奉戴

2. 結核豫防の啓蒙

イ、講演會の開催

ロ、映畫會の開催

ハ、座談會の開催

結核豫防座談會

食米改善座談會

ニ、「ラヂオ」放送

ホ、紙芝居の公開

ヘ、印刷物の配付

第二日(十一月十五日)

都市に於ける結核豫防運動

1. 健康診断の勵行

2. 環境の改善

イ、住宅の換氣採光

ロ、日光消毒の勵行

ハ、規則正しい生活の勵行

ニ、適正なる心身の鍛鍊

ホ、貸家、貸間の消毒勵行

ヘ、街上咯痰の禁止

第三日(十一月十六日)

農山漁村に於ける結核豫防運動

1. 住宅の改善

2. 萬年床の廢止

3. 榮養知識の普及と對策

4. 出稼歸郷者の健康診断

第四日(十一月十七日)

工業に於ける結核豫防運動

1. 従業員の健康診断

2. 従業員の休養

3. 従業員の保健對策

4. 寄宿舎其の他の清掃

第五日(十一月十八日)

學校に於ける結核豫防運動

1. 児童生徒の健康診断

2. 結核豫防教育

3. 校舎並に寄宿舎内の清掃及改善

4. 虚弱児童、生徒の養護施設

5. 學校生徒、児童の心身鍛鍊

第六日(十一月十九日)

家庭に於ける結核豫防運動

1. 簡易体操の勵行

2. 日光消毒の勵行

3. 早寝早起の勵行

4. 結核豫防知識の涵養

5. 自宅療養患者の救療

6. 早期健康診断の奨勵

7. 榮養の改善

イ、榮養に關する知識の普及

ロ、戰時食糧充實運動の強調

七分搗米、胚芽米、代用食品、小魚、煮干、魚鳥類の内臓

ハ、榮養食調理講習會推奨



我が國の

肺結核

我が國には現在百五十萬人の肺結核患者があると推定され、最近に於ては一ケ年に十五萬人の死亡者を出してゐる。

結核は古くから人類を悩ましてゐた病氣であつ

て、文化の發達も著しく遅れ社會組織が單純であつた時代には、傳播範圍はその家族又は近親に限られてゐたものであつて、古來結核を家系病又は遺傳病と稱せられてゐたのも全くこれが爲である。然るに社會生活が複雑になるにつれて結核の社會的蔓延がはげしくなり、世界のすべての文明國がこの病の爲に侵害を蒙るに至り、従つてこれを防除する爲の方法も種々講せられ、遂に一八八二年(明治十五年)に至つては結核菌の發見によつてこの病氣が全然傳染病であることがわかつて、その撲滅の途も傳染病豫防の方策の通則によるべきことが明かになつて來たのである。一方診斷治療に關する醫術の進歩によつて、不治の病といはれてゐたこの病氣も、早期に發見して早期に治療すればその多くは全治せしめることが實證せられるに至つたのである。

その結果西洋諸國では豫防及治療施設の完備につれて漸次患者の數を減じ、明治三十八年の頃は日英米獨佛伊共々に大休人口一萬に對して約

二〇名内外の結核死亡率を示してゐたものが、逐年減少して來て昭和十年に至つては米國の五を最低に獨英伊共に一〇以下であり、佛國も一二に低下してゐるのに我が日本のみは殆どそのまゝ、高い死亡率を示して、大正七年の流行性感冒大流行の年には二五餘になつたが其の後に元にかへつて矢張り二〇前後の結核死亡率を示し、年々莫大なる人的資源の消耗を來してゐるのである。滿洲及北支を初め東亞秩序の建設に伴つて益々多數の大和民族の發展を期待しなければならぬ現下の狀勢に於て、かくの如くあたら尊い資源を失ひつゝあることは、實に國家の爲遺憾に堪へない處である。

このやうに我が國が舊態依然たる狀況にあるのは國民の結核豫防に對する正しき認識が不足であると共に、一面我が國の結核豫防事業が最近に至るまで甚だ不振であつて、豫防施設も亦著しく不備であると云ふことに歸すべきものと考へられる。

我が國の結核豫防事業に政府が關與したのは

大正三年に肺結核豫防上、療養の設置並に國庫補助に關する法律が公布されたのに初まり、現在では二府十縣二十二市に三十二の公立療養所を有し、その病床は六千四百五十七となつてゐる。尙建設中の公立療養所は二十一ヶ所五千九百三床、これに國立及び事變に關係して傷兵保護院によつて新設されたもの及び民間の療養所の病床を合はせると約三萬の結核病床が存在することになる。しかし我が國現在の結核死亡者一ヶ年約十五萬の多數に上る實狀を考へるとき療養所數の甚しい不足を感ぜざるを得ない。

又結核豫防相談所も昭和七年以來設置せられ、昭和十二年以來は保健所法による公立保健所も逐次設置せられ(本縣では八頭郡に智頭保健所がある)これ等を合して現在約二百ヶ所の結核豫防施設を有してゐる。また今年度からは大都市に四十ヶ所の小兒結核豫防所が開始されることになり、今後これ等の施設の増加による結核豫防事業の振興が期待されてゐるのである。しかし何としても我が國結核豫防事業は歐米

主要國に比べて三四十年も立ち遅れてゐる實情であつて、今後一層この病氣の撲滅に努力すべき必要に迫られてゐるのである。

尙參考の爲に我國民死亡原因の狀況を左に記して置く。

○國民死因の順位 (昭和十一年)

死 因	人口一萬に付	
	實數	實數
結核	二〇、七	一四五、一六〇
下痢腸炎及腸潰瘍	一七、〇	一三二、一三三
腦出血腦栓塞及腦血栓	一六、九	一二八、一五三
肺炎	一六、〇	一二三、二〇四
老衰	一三、一	九二、九三六
先天性弱質 (一歳未満)	九、七	六七、九六六
腎臟炎	八、三	五七、七七一
癌其の他の惡質腫瘍	七、〇	四九、二二三

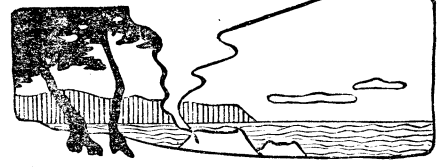
00434

不明の診断及不詳の原因	五、四	三七、八六四
脳膜炎(結核性を除く)	五、二	三六、九〇五
不慮の障害	四、三	三九、九七四
氣管支炎	三、四	二六、一三〇
慢性心臓内膜炎及心臓辨膜の障害	三、三	二三、九四九
肋膜炎	二、六	一八、〇三六
赤痢及疫痢	二、四	一六、七二二
自殺	二、二	一五、四三三
胃及十二指腸の潰瘍	一、八	一一、九七七
脚氣	一、六	一一、〇九七
百日咳	一、四	九、七五二
膿毒症及敗血症(産によるものを除く)	一、三	九、四三三
流行性感胃	一、二	八、六七〇
腸チフス及バラチフス	一、〇	七、一四八
早産(一歳未満)	〇、九	六、三三八

脱腸及腸管閉塞	〇、九	五、九二八
微毒	〇、八	五、五三六
麻疹	〇、八	五、二五四
冠狀動脈の疾患及狹心症	〇、七	五、二二五
動脈硬化	〇、七	五、一七四
肝硬變	〇、七	四、八八七
デフテリア	〇、六	四、三三二

結核豫防は興亞の礎

00435



家庭と

結核豫防

結核の患者は内地だけで百五十万人も居ると見られますから、國民の五十人に一人は結核患者、十戸に一戸は結核患者の在る家庭といふことにもなります。實際にあなたの御家庭の方は皆健康であつても、親戚なり知合なりのごとくに結核を煩つてゐる方が居りませう。即ち家族の者が今は皆健康であるとしても我々の周囲には絶えず結核病魔の手が差し伸べられて居るものと見なければなりません。

健康が無くては家庭の幸福は成立ちません。家庭の幸福を失はない爲に結核病魔の侵入を防ぎませう。國民の結核を撲滅する爲に先づ一家の健康を確保しませう。

一、豫防上の注意

- (一) 主婦は結核豫防知識の涵養に努めよ  
家庭の結核豫防の責任者である主婦は、先づ如何にして家族を結核から防ぐかについて正しい認識を持たなければなりません。之は料理や裁縫の知識に劣らず必要のことでもあります。その爲には書物、新聞、ラヂオ、講演會、展覽會等あらゆる機關を通じて結核豫防に關する知識の涵養に努めて下さい。
- (二) 住居の採光換氣、衣服寢具の日光消毒  
日光の入る家に病氣は入らないといふことは結核豫防上の一つの眞理です。日中特に天氣の良い日は戸障子を明け放つて燦々たる太陽の光を家の中に導き入れませう。又新鮮な外氣を室内に通はせることも大切ですから日中は勿論夜も窓や欄間を開けて休みませう。衣服寢具の類は度々日光に曝して下さい。
- (三) 早起早寢規則生活の勵行  
不規則な生活は心身の疲勞を充めて結核の發病を促す原因となります。主婦は主人と協力し

00436

子供達を率ゐて一家擧つて早起早寝規則生活の勵行に努めませう。一家揃つて早く起き、一緒に體操をし、一緒に食事をし、日中は銘々の仕事に勵み、夜は共に團欒し、共に早く床に就くこの様な家庭には病魔のつけ入る隙はありません。

(四) 榮養の改善

家族の者が榮養不足に陥らぬ様に注意して下さい。主食は胚芽殘存七分搗米又は麥飯とし、副食物は野菜、肉、魚、果物等色々取混ぜて何れにも偏らない様に致ませう。之等は必ずしも高價なものを必要としません。廉價でも榮養價の高いものを選ぶ様に工夫をして下さい。

(五) 時々健康診断を受けること

身體に異状を感じた場合は勿論のこと、何事も無いと思つても時々健康診断を受けて自身の健康度を知り發病を未然に防ぎませう。殊に家庭に結核の患者がある場合は家族揃つて時々健康診断を受ける必要があります。近くに保健所や健康相談所があれば之を充分に利用して下さい。

さい。

(六) 患者に於ける家族感染の防止

若し家庭に結核患者がある場合療養所へ入れることが出来れば理想的ですが、それが出来ない場合には病氣が家族の者に感染らない様に病室は別室にするか間仕切りをするかし、咯痰や寢具食器等もよく消毒致させよう。又患者には温い心を以てよく看病してあげて下さい。

(七) 小兒の感染や發病を防ぐこと

子供を結核に感染させないために病人に近寄らせないこと、結核患者の居さうな人混みの中へ連れ出さぬことが大切です。發病させないために二から五までの注意を特によく守らせて下さい。

二、結核の初期症狀

微熱 小學兒童や中女學生等では健康な者でも微熱のあることがあるから、微熱は必ずしも初期の症狀とは言はれない。食慾減退、體重減少 身體が疲れても、運動しても、食事が旨くない。

00437

子供では體重の増し方が少く、大人では日方が減る様なのは心配です。

倦怠感 殊に午後から夕方にかけて身體がだるい、又疲れ易い。

肩凝り、盜汗、貧血 顔色が悪い、但し頬の邊だけほんのりと紅いことがある。

咳嗽と咯痰 屢々風邪を引き易い。結核の初期には風邪を引き易く、又風邪を引いた様な症狀が續く。

胸痛 呼吸困難 心悸亢進 血痰、咯血 初期に咯血を以て初まることがある。咯血したからと云つて必ずしも病氣が重いわけではない。

これ等の症狀が全部具ると云ふわけではない。而も殆ど何等の症狀も無いことさへある。

三、結核と診断された人々へ

一、結核は初期の中に正しい醫療の方法を講ずれば必ず治るものでありますから悲觀せず正しい療養の途に就く様になさい。

二、先づ病氣の程度を正確に診断して貰ふ必要

があります。結核の精密な診断にはレントゲンの検査、血液(赤沈)及び咯痰の検査が必要です。それには健康相談所、保健所又は信用ある病醫院を訪れるのがよいでせう。

三、結核には今のところ特別によく効く様な飲薬も注射薬も發見されてゐません。色々の廣告につられたりしてはなりません。

四、結核に大切な療養方法は(イ)安靜(ロ)大氣(ハ)榮養です。安靜の程度は病氣の程度によつて異なるからそれ〴〵醫師に相談して指圖を受けなさい。屢々大氣を取入れる爲め居室の窓は明け放しになさい。夜も開けたまゝ休んだ方がよろしい。穀類野菜、獸魚肉、果物等を色々取混ぜて食へること、之等は高價なものでなくてよいのです。

五、病氣の程度により周圍へ傳染の虞れがある場合は家族の感染防止につき注意して下さい

x x x



### 結核豫防思想

#### 普及映画講演會

結核豫防思想普及のため本縣では左の日割に依つて令旨奉體結核豫防國民運動活動寫眞講演會を開催することゝなつた。

上映々畫は

青 春  
結婚 十字街  
疫 痢 豫 防

その他實寫十二卷で、講師は衛生課から派遣されることになつてゐる。

十一月十四日	米 子 市
十五日	境 町
十六日	西伯郡 日 吉 津 村
十七日	同 大 高 村
十八日	日野郡 神 奈 川 村
十九日	同 黒 坂 町
二十日	東伯郡 赤 碓 町

二十一日	同 八 橋 町
二十二日	同 由 良 町
二十三日	氣高郡 青 谷 町
二十四日	同 正 條 村
二十五日	岩美郡 宇 倍 野 村
二十六日	同 成 器 村
二十七日	同 大 茅 村
二十八日	同 津 ノ 井 村
二十九日	八頭郡 用 ケ 瀬 町
三十日	同 池 田 村
一日	同 安 部 村
二日	岩美郡 大 岩 村
三日	氣高郡 豊 實 村
四日	同 明 治 村
五日	同 大 郷 村
六日	鳥取市 〔晝間 夜間〕 久 松 校
七日	同 〔晝間 夜間〕 師 範 校



### 自轉車鑑札の改正

鳥取縣訓令第十八號を以て、「縣稅鑑札取扱手續別記鑑札様式中自轉車の様式」(荷積用鑑札乙號を除く)が改正せられ、昭和十四年十一月十七日より施行せられることになりました。

従つて自轉車所有者は十一月十七日から十二月十日迄の間に所轄市役所又は町村役場で該鑑札の巻換を受けねばなりません。従前の規定に依る自轉車鑑札は昭和十四年十二月十日限り無効になりますから、間違なく巻換を行つて下さい。

尙自轉車の所有者は自轉車の後部泥除、泥除がないときは車体の見やすい箇所自己の住所氏名(何市郡何町氏名)を、一字の長さ並に幅各十五耗以上の文字で、黒地に白色を以て明記せねばならぬことになつてゐますが、これは本年十二月十五日頃迄に完了せねば

ならぬものであつて、所有者自身でこの標示をすることが困難な者に對しては、自轉車業者其の他適當の者をして料金を一定して標示に當らせるやう、警察の方で世話をする筈であります。

體 鍛 へ て

國 肥 せ

化粧するより

日に焦げよ



### 金集中の必要と

#### 本縣の實施狀況

金の政府への集中の必要は屢々述べられた如く、一言にして言へば對外決濟力の充實を計る爲である。資源の尠き國が軍備の充實を圖るときに於て最も緊要とする軍需資財の輸入は、外國資金の輸入の不可能なる我國の現在に在りては輸出の増加と金の現送以外に決濟の方法はない。言ひ換へれば何程必要なる軍需品と雖も圓ブロック以外から輸入するときは、輸出代金以外の不足の所は金を現送しなければ物資を得ることは出来ない。

而して封鎖經濟の傾向にある各國の現状に於て輸出の増加は容易でないから、金の産出増加こそ輸入力を増加する最捷徑である。これが故

に政府は産金増産を極力計ると共に産金法中改正を行ひ、政府の必要ある場合に於ては金地金金貨幣又は金製品を所有する者に對し之が處分を禁止若くは制限し、又は之を政府又は日本銀行其の他政府の指定する者に賣却すべきことを命じ得る制度を設けたのである。又他面國民の愛國心の發露に依る一大奉公運動に依り政府への金集中に主力を注ぐこととなつて居るのである。金製品を死藏することなく所有の全部を政府へ提供せねばならぬ時機が來たのである。金を死藏するか活かすかは戦時下の我經濟界に於ては戰爭に彈藥を給すか否かと同じ結果であり其の活かすことの時機即ち金を政府へ提供する

ことこの今より急なるはないのである。

鳥取縣に於ては以上の政府の方針に基いて十月下旬から十二月中旬迄の間に於て縣下各郡市別に金賣却強調週間を設け、週間中を更に各町村別、職場別に銀行出張に依る金賣却日を定めて銀行、時計商の協力のもとに民間所有金を残らず政府へ提供することとし、着々實施じつ

ある状態である。十一月十日現在實施濟は鳥取市及び多里村外二十二ヶ町村にして、其の成績は概して良好で、郡部に於ては其の當日金を持參して最高九割の賣却に應ずる人のある現状である。

只鳥取市が防空演習等の爲不成績に終つたのは遺憾とする所である。而して政府への金賣却方法は分拆と鑑定とがあるが、鑑定（日本銀行の鑑定に依る方法）に依る方法が送金も早く、又殆ど分拆との差が無いため良方法と認められるのである。

又今回の共同賣却は賣却する人にとつて非常に有利であるが、その理由としては

一 銀行が町村の便利なる場所に出張するので本人が賣却の爲銀行まで行く費用と暇を要しないこと

二 政府よりの賣却代金の送金が早いのは相當の數量になるのを俟つことなく、金賣却デーの翌日日本銀行大阪支店宛發送せらるるので中間停滯がない。從來賣却者の殺到

した時に於ても十五日位にて政府より代金が到着しつゝある狀況であるので、今後はこれより遅くないと思はれる。

三 簡單なる鑑定の上賣却手續を行ふので、金に非ざるもの、鍍金等で金分の少量なるものを送付することなく、従つて賣却代金の見込外れがなく、賣却者が賣却代金に付て疑念を抱くことがないこと

四 時計商が出張して挾雜物の取り外しを特殊のもの以外は無料にて行ひつゝあること  
五 時計側眼鏡等の代替品の入れ替を其の場に於て相談に應じ實施するに依り便利なること

六 金製品か否か不明のもの、簡單なるもの、鑑定に應ずること

七 日本銀行に送られた金製品で鑑定に不適當なるものは造幣局に廻され分拆に依る方法に取扱はれ、金の含有量の不明のものを其の儘見込んで買上げらるゝ様なことは絶對にないこと

八 本人の希望により分拆でも鑑定でも何れ  
 とも撰擇し得ること等が擧げられる。  
 政府の金買上價格は一匁十四圓四十三錢七厘五  
 毛であるので、金分に依つて換算すると換算値  
 段は次の通りである。

二四金 一四圓四三七 二二金 一三圓二  
 二二 二〇金 一二圓〇二〇 一八金 一〇  
 圓八一〇 一四金 八圓四一四 九金 五圓  
 四〇 六金 三圓六〇

銀行出張に依る金賣却強調週間及金賣却デー

各郡 市 強 調 週 間

鳥 取 市 十月二十三日より一週間  
 岩 美 郡 十一月二十日同  
 八 頭 郡 同 同  
 氣 高 郡 十一月二十七日同  
 米 子 市 十一月六日同  
 東 伯 郡 十二月十八日同  
 西 伯 郡 十二月十一日同  
 日 野 郡 十一月十三日同  
 市に準じて金の所有者が多き爲其の郡の強調

週間とは別に強調週間を設け實施計畫中のも  
 の  
 倉 吉 町 十一月十五日より  
 智 頭 町 十一月十一日より(十二日を除く)  
 日野郡金賣却デー日割  
 十一月十三日より一週間は日野郡の金賣却強調  
 週間であるが週間中の銀行出張に依る金賣却日  
 は次の通りである  
 十一月十三日(月) 大宮、日野上  
 十一月十四日(火) 二部、阿毘縁、日野  
 十一月十五日(水) 山上、根雨、江尾  
 十一月十六日(木) 福榮、米澤  
 十一月十七日(金) 黒坂、石見、神奈川  
 十一月十八日(土) 日光、溝口、八郷



米 第 二 回  
 豫 想 收 穫 高

本縣に於ける昭和十四年十月末現在の米第二

回豫想收穫高は六十一萬九千三百九十石であ  
 る。之を九月二十日現在に於ける第一回豫想收  
 穫高六十二萬七千十石に較べると、更に七千六  
 百二十石(一分二厘)の減少を示すに至つた。

蓋し第一回豫想後に於ける天候は概ね順調で  
 病虫害等輕微に止り、登熟も良好であつたが、  
 本年は未曾有の長期早魃のため旱害地帯に於け  
 る被害は登熟期に進むに従つて漸次悪影響を及  
 ぼせるものが多かつたので、斯の如き豫想收穫  
 高を示すに至つたものである。

尙ほ最近五ヶ年間に於ける實收高を示せば左  
 の通りであるが、本年は昭和九年の大凶作五十  
 七萬九千六百六十石に比すると四萬三百二十四石  
 の増加が豫想されてゐるが、之を同年より十三

年までの五ヶ年平均實收穫六十七萬九百七十二  
 石に較べると、五萬一千五百八十二石の減少と  
 なる譯である。

昭 和	實 收 高
九 年	五七九、〇六六石
十 年	六二一、三五五
十 一 年	七二一、九八〇
十 二 年	六九六、四五四
十 三 年	七三六、〇〇八
自 昭 和 九 年	五ヶ年平均 六七〇、九七二
至 同 十 三 年	
昭 和 十 四 年	{ 第一回豫想 六二七、〇一〇 第二回 同 六一九、三九〇

第 二 回 豫 想 收 穫 高

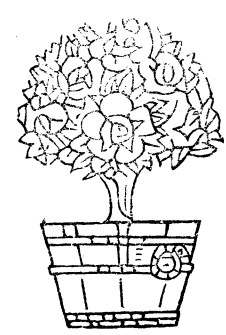
(十月末日現在)

豫 想 收 穫 高

増	減	(△印は減)
第一回豫想高ニ比シ	前年實收高ニ比シ	前五ヶ年平均實收高ニ比シ



鳥取市	米子市	岩美郡	八頭郡	氣高郡	東伯郡	西伯郡	日野郡	總數
六二九、三九〇	一三、五一〇	一六、四〇〇	五九、九三〇	九六、五四〇	七七、二六〇	一八一、五八〇	一〇三、六二〇	七〇、五五〇
△	△	△	△	△	△	△	△	△
七、六二〇	七五〇	九三〇	四九〇	三、〇六〇	五、五八〇	四〇〇	七三〇	一、八〇〇
△	△	△	△	△	△	△	△	△
一一六、六一八	四、六一二	三四六	一一二、八五九	△二、九二七	△一八、四八〇	△二四、二二二	△四六、五六八	△六、六〇四
△	△	△	△	△	△	△	△	△
△五一、五八二	△三、〇九〇	五〇一	△四、五九八	五、六四六	△七、〇九七	△三、七五二	△三三、六〇六	△五、五八六



百億貯蓄  
上半期の  
実績

百億貯蓄の目標の下に一大運動を展開しつ、ある昭和十四年度の國民貯蓄奨励も去る九月を以てその上半期を終了しました。この上半期に於ける貯蓄増加の成績は四十八億三千七百萬圓に上つて居ります。

これは昨年同期の増加額三十六億五百萬圓に對して三割四分一厘の増加になり、又昨

標額八十億圓に對して四割五分に止つたのに、本年は目標額百億圓に對し四割八分三厘になるので、昨年と比べると絶対額から見ても又目標に對する割合から見ても、比較的良好的な成績といへるのでありますが、百億の目標に對しては遺憾ながらその半ばに達しなかつたのであります。

殊に第一四半期の四月から六月までの増加が二十五億九百萬圓であつたのに對して、第二四半期の七月から九月までの期間に於ては二十三億二千八百萬圓の増加に止まつたことは、季節關係もありまうが貯蓄の増勢が鈍つたとも考へられますから、この趨勢では年度末までに百億貯蓄の達成は必ずしも樂觀を許されないののであります。

本縣に於ける本年九月まで即ち上半期に於ける、郵便貯金、銀行預金、信用組合預金及び無盡會社掛金の貯蓄増加額状況は壹千八百八拾萬五千餘圓であつて、昨年と同様に比し大体順調の成績を擧げてゐますが、本年は不幸にして縣下

三十餘の町村は早害甚大でありまして、之等の事情を考へますと後半期に於ける貯蓄の増加額が豫定額に達するが否かは甚だ憂慮せられ、決して樂觀を許さざるの實狀にあります。

今後發行を豫定されてゐます巨額の公債を圓滑に消化して行く爲にも、また國際情勢の變轉に依つて益々その急速實施を迫られてきた生産力擴充に要する資金を供給するためにも、さらに國內物資の不足に善處するため購買力を抑制する見地からしましても、今後全國民一致貯蓄の増加に一段の拍車をかけて百億の目標突破の意氣込を以て邁進することが肝要であります。



興亞青年鳥取縣勤勞報國會